

羽生市建設工事等最低制限価格制度実施要綱第3条第2
項第3号の規定に基づく適用基準

(平成31年4月1日市長決裁)

- 1 この基準は、羽生市建設工事等最低制限価格制度実施要綱第3条第2項第3号の規定に基づき、解体工事に係る最低制限価格を算定する際に適用する。

- 2 解体工事に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となる次の各号に掲げる合計額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）に、消費税率及び地方消費税を乗じて得た額とする。ただし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合には、当該工事の予定価格に10分の6を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）に消費税及び消費税率を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の6.5を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

この基準は、平成31年度4月1日以降に執行する入札より適用する。